医療機器を製造(輸入) 販売するには

【国内で必要な許可等について】

医療機器を製造販売・製造(輸入)するためには、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)の許可等(製造販売業許可・製造業登録)が必要になります。

	製品を市場に出荷するために必要な許可。販売する製品に対して最終
製造販売業	責任を持ち、自社の名前で市場へ出荷する。
	この許可では <u>製造することはできません。</u>
生11、生业	製品の製造を行うための製造所ごとの登録。
製造業	この登録では <u>市場への出荷はできません。</u>

■ 製造販売業

●医療機器とは

法第2条第4項

この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等(再生医療等製品を除く。)であって、政令で定めるものをいう。

●医療機器の範囲

法施行令第1条「法第2条第4項の医療機器は、別表第1のとおり」とされています。

●医療機器の分類

医療機器の分類は次のとおりです。

	分類	定義	承認等
クラスⅣ	高度管理 医療機器	副作用又は機能の障害が生じた場合において、	承認
クラスⅢ		人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの	≘ग≘т ひ (+ - 조 :≘ग ∨
クラスⅡ	管 理 医療機器	高度管理医療機器以外で副作用又は機能の障害 が生じた場合において、人の生命及び健康に影 響を与えるおそれがあるもの	認証又は承認※
クラス I	一 般 医療機器	上記以外で副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないもの	届出

[※] 認証基準が定められている品目については認証。それ以外は承認。

●医療機器を製造販売するときは

製造販売とは製造又は輸入した製品を販売、賃貸又は授与することをいい、いわゆる元売 行為のことをさしています。医療機器を製造販売しようとする場合、医療機器の分類に応じ て製造販売業の許可を受ける必要があります。(法第23条の2第1項)

医療機器の製造販売業の許可は第1種、第2種、第3種があります。それぞれ、取り扱うことができる医療機器が異なります。

医療機器の製造販売業は一法人につき一つの許可しか受けることができません。第1種製造販売業の許可業者は高度管理、管理及び一般医療機器のすべてを製造販売することができます。第2種製造販売業の許可業者は管理及び一般医療機器、第3種製造販売業の許可業者は一般医療機器のみ製造販売することができます。

それぞれ有効期間は5年で、期間ごとに更新を受けなければ失効することになります。 製造販売業の許可を取得した後、取り扱おうとする医療機器について、承認又は認証を受ける、又は届出をすることにより市販可能となります。

●外国製造所の登録について

医療機器を外国の製造所において製造し、輸入しようとする場合、外国製造所の登録を受けなければなりません。詳しくは独立行政法人医薬品医療機器総合機構へお尋ねください。

- ●製造販売業の許可に必要な要件
- 1. 構造設備基準はありません。
- 2. 総括製造販売責任者を設置しなければなりません。(法第23条の2の14) 総括製造販売責任者の資格は以下のとおりです。

許可の種類	資格要件	根拠(法施行規則)
	大学等で物理学、化学、生物学、工学、情報	
	学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又	第 114 条の 49 第 1 項第 1 号
	は歯学に関する専門の課程を修了した者	
	旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上	
	の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情	
	報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学	
	又は歯学に関する専門の課程を修了した後、	第114条の49第1項第2号
第	医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質	
第一種	管理又は製造販売後安全管理に関する業務	
第二種	に3年以上従事した者	
	医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質	
	管理又は製造販売後安全管理に関する業務	
	に5年以上従事した後、別に厚生労働省令で	第114条の49第1項第3号
	定めるところにより厚生労働大臣の登録を	
,	受けた者が行う講習を修了した者	
	厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以	 第 114 条の 49 第 1 項第 4 号
	上の知識経験を有すると認めた者	# 11 # W TV # 1 # 1 # 7
	旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上	
	の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情	 第 114 条の 49 第 2 項第 1 号
	報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学	37 111 78 07 10 37 2 937 1 17
	又は歯学に関する専門の課程を修了した者	
	旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上	
第三種	の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情	
	報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学	
	又は歯学に関する科目を修得した後、医薬	第114条の49第2項第2号
	品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生	
	医療等製品の品質管理又は製造販売後安全	
	管理に関する業務に3年以上従事した者	
	厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以	 第 114 条の 49 第 2 項第 3 号
	上の知識経験を有すると認めた者	

3. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令(GVP省令、平成16年9月22日厚生労働省令第135号)に適合しなければなりません。

各製造販売業に要求されている事項は以下のとおりです。

	安全確保業務に係る組織及び職員	手順書等	自己点検・教育訓練
	①安全管理統括部門の設置		
	②安全管理責任者の設置(資格要件あり、	手順書等の	v
第一種	経験3年)	整備必要	必要
	③安全管理実施責任者の設置		
	①部門設置規定なし		
第二種	②安全管理責任者の設置(資格要件なし	1 旧事体の	
	(ただし、経験3年が望ましい)、能力が	手順書等の 整備必要	必要
	あると認められる者)	登 佣必安	
	③安全管理実施責任者の設置規定なし		
	①部門設置規定なし	手順書等	
	②安全管理責任者の設置(資格要件なし	規定なし	規定なし
第三種	(ただし、経験3年が望ましい)、能力が	(整備する	(実施することが望
	あると認められる者)	ことが望ま	ましい)
	③安全管理実施責任者の設置規定なし	しい)	

[※]安全管理責任者は販売に関係する部門に属していないこと。

4. 医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制の基準に関する省令(QMS体制省令、平成26年8月6日厚生労働省令第94号)に適合しなければなりません。

各製造販売業に要求されている事項の一例としては、以下のとおりです。

第1種から第3種まで共通

- ①品質管理監督システムの確立、文書化及び実施並びにその実効性の維持
- ②国内品質業務運営責任者(資格要件あり、経験3年)等、必要な人員の配置
- ③品質管理監督文書の管理及び保管、記録の管理及び保管

【医療機器製造販売業許可申請に必要な書類】

書類	省略又は添付不要条件	チェック
医療機器製造販売業許可申請書	_	
内容を記録したFD	_	
FD内容の書面	_	
登記事項証明書 (法人の場合)	注 1	
業務分掌表等の薬事に関する業務に責任を有する	 申請者が個人の場合	
役員の範囲を示す書類	中間有が個人の場合	
総括製造販売責任者の資格を証する書類	注 1	
総括製造販売責任者の雇用契約書の写し又は使用	 注 2	
関係を証する書類	Æ2	
製造販売後安全管理に係る体制に関する書類(G V		
Pの組織図)	_	
品質管理又は製造管理に係る体制に関する書類(Q		
MSの組織図)	_	
現に製造販売業の許可を受けている場合はその許		
可証の写し	_	
その他必要に応じ添付する書類	注3	

- 注1) 県内において、既に同じ書類を提出している場合。ただし、備考欄に省略する書類及びそれらを添付している申請書等の名称、提出年月日及び業の許可(登録)番号を記載すること。
- 注2) 申請者自身が総括製造販売責任者の場合。
- 注3) 品質管理監督システム基準書及びGVP手順書の写し。

●はじめに

平成17年4月1日に施行された改正薬事法により、医療機器製造業者は製造した製品を 自らの意思により、市場に出荷することはできなくなりました。製造業者は製造した製品を 製造販売業者に納め、製造販売業者が市場へ出荷するという手順となり、製造販売業者がそ の製品の市場への出荷に関する責任をもつということとなりました。

したがって、製造業を始めたいという方は、まず製造販売業者は誰かということを確認してください。

●医療機器とは

法第2条第4項

この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等(再生医療等製品を除く。)であつて、政令で定めるものをいう。

●医療機器の範囲

法施行令第1条「法第2条第4項の医療機器は、別表第1のとおり」とされています。

●医療機器の分類

医療機器の分類は次のとおりです。

	分類	定義	承認等
クラスⅣ	高度管理 医療機器	副作用又は機能の障害が生じた場合において、 人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ	承認
クラスⅢ		大の生の及び健康に重人な影響を与えるあぞれ があるもの	⋾⋼⋾⋷ ⋼ ⋴⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼⋼
クラスⅡ	管 理 医療機器	高度管理医療機器以外で副作用又は機能の障害 が生じた場合において、人の生命及び健康に影 響を与えるおそれがあるもの	認証又は承認※
クラス I	一 般 医療機器	上記以外で副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないもの	届出

[※] 認証基準が定められている品目については認証。それ以外は承認。

●医療機器を製造するときは

医療機器を製造しようとする場合は、法に基づき製造所ごとに、登録を受けなければなりません。(法第 23 条の 2 の 3 第 1 項)

製造業者は製造した医療機器を製造業者の意思により直接市場に出荷することはできません。市場へ出荷することができるのは製造販売業者に限られています。

医療機器の製造所のうち、登録を受けなければならない製造工程は以下のとおりです。 (法施行規則第114条の8)

製造工程	医療機器 (右以外)	一般医療機器 (クラス I)	単体プログラム	単体プログラム の記録媒体
設計 (製造販売業者の事 務所で設計する場合 を除く)	0	×	0	0
主たる製造工程 (主たる組立て等)	0	0	×	×
滅菌	0	0	×	×
国内における 最終製品の保管	0	0	×	0

○:必要 ×:不要

登録に際し、製造工程の区分はありません。

それぞれ有効期間は5年で、期間ごとに更新を受けなければ失効することになります。

●医療機器を輸入するときは

医療機器を輸入する場合は、市場出荷を行うために製品を保管する倉庫等について製造業登録が必要です。外国の製造所については、日本国内の製造所の製造業登録に該当する外国製造業者登録が必要です。なお、外国製造所から直接日本へ市場出荷することはできません。日本国内の製造所で包装・表示・保管された後、製造販売業者または製造販売業者から委託を受けた国内の製造業者による、市場への出荷判定を受ける必要があります。

●QMSについて

医療機器製造販売業者の遵守事項として、QMS(Quality Management System: 品質マネジメントシステム)が要求されています。QMSとは「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(QMS省令、平成16年12月17日厚生労働省令第169号)」で要求されている事項になります。また、製造業者は、製造販売業者が行う製造管理及び品質管理に協力しなければなりません。

医療機器を製造販売しようとする場合には、医療機器のクラス分類に応じて承認申請、認証申請又は届出が必要となります。特に承認又は認証を得ようとする場合、製造所におけるQMS省令への適合が承認又は認証の要件となっているため、QMS適合性調査を受けて適合する必要があります。適合性調査の申請は製造販売業者が適合性調査実施機関へ申請することとなります。

●登録に必要な要件

1. 責任技術者を設置しなければなりません。 責任技術者の資格については以下のとおりです。

	資格要件	根拠(法施行規則)
	大学等で、物理学、化学、生物学、エ	第114条の52第1項第1号
	学、情報学、金属学、電気学、機械学、	
	薬学、医学又は歯学に関する専門の課程	
	を修了した者	
	旧制中学若しくは高校又はこれと同等以	第114条の52第1項第2号
	上の学校で、物理学、化学、生物学、エ	
医療機器を製造	学、情報学、金属学、電気学、機械学、	
古る製造所の責	薬学、医学又は歯学に関する専門の課程	
9 る製造所の負 任技術者の資格	を修了した後、医療機器の製造に関する	
は投削者の負債	業務に3年以上従事した者	
	医療機器の製造に関する業務に5年以上	第114条の52第1項第3号
	従事した後、別に厚生労働省令で定める	
	ところにより厚生労働大臣の登録を受け	
	た者が行う講習を修了した者	
	厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等	第114条の52第1項第4号
	以上の知識経験を有すると認めた者	
	旧制中学若しくは高校又はこれと同等以	第114条の52第2項第1号
	上の学校で、物理学、化学、生物学、エ	
	学、情報学、金属学、電気学、機械学、	
	薬学、医学又は歯学に関する専門の課程	
一般医療機器の	を修了した者	
一般医療機器のみを製造する製	旧制中学若しくは高校又はこれと同等以	第114条の52第2項第2号
	上の学校で、物理学、化学、生物学、エ	
造所の責任技術 者の資格	学、情報学、金属学、電気学、機械学、	
	薬学、医学又は歯学に関する科目を修得	
	した後、医療機器の製造に関する業務に	
	3年以上従事した者	
	厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等	第114条の52第2項第3号
	以上の知識経験を有すると認めた者	

なお、設計のみを行う製造所にあっては、上記にかかわらず、製造業者が設計に係る部門 の責任者として指定する者を責任技術者とすることができます。(法施行規則第 114 条の 52 第 3 項)

【医療機器製造業登録申請に必要な書類】

書類	省略又は添付不要条件	チェック
医療機器製造業登録申請書	_	
登記事項証明書 (法人の場合)	注 1	
内容を記録したFD	_	
FD内容の書面	_	
業務分掌表等の薬事に関する業務に責任を有する	申請者が個人の場合	٦
役員の範囲を示す書類	中胡石が個人の場合	
責任技術者の資格を証する書類	注 1	
責任技術者の雇用契約書の写し又は使用関係を証	 注 2	
する書類	注 2	
建物の配置図、製造所の平面図	_	
付近の見取り図	参考のため添付	

注1) 県内において、既に同じ書類を提出している場合。ただし、備考欄に省略する書類及びそれらを添付している申請書等の名称、提出年月日及び業の許可(登録)番号を記載すること。

注2) 申請者自身が責任技術者の場合。